栃木市農業委員会総会議事録 令和5年10月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年10月23日(月) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

 1 若色 昭松
 2 高際 英明
 3 五十畑節子
 4 正田 秀雄

 5 長 明美
 6 小林真理子
 7 柴 賢一郎
 8 平本 勲

 9 渡邉 昭男
 1 〇狐塚 正直
 1 1 田中 健一
 1 2 山﨑 幸行

 1 3 大谷 朗
 1 4 泉田 裕美
 1 5 川嶋 房代
 1 6 川田 久子

 1 7 荒川 則夫
 1 8 石塚 一彦
 1 9 大塚 幸八
 2 0 佐山 耕基

欠席委員 21生澤 良一

農業委員会事務局職員

 事務局長
 石川 德和
 次 長
 高久 完治

 次長補佐兼農地調整係長
 石川 昌良
 副主幹兼農委総務係長
 小松原 雅人

 主
 査
 田沼 篤
 主
 任
 田中 翔汰

会議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 |農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 排農地証明願について

議案第4号 |農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定

(利用権の設定) について

議案第5号 |農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定

(所有権の移転) について

報告第1号 |農地法第4条の規定による許可の報告について

報告第2号 |農地法第5条の規定による許可の報告について

報告第3号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の

報告について

報告第4号 |農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の

報告について

報告第5号 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について

報告第6号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

報告第7号 | 農地改良事前協議の報告について

報告第8号 現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年10月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は21番生澤委員から欠席の届出があり、ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名 委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありません か。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番正田秀雄委員、5番長明美委員 にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務 局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、社会福祉事業の用に供するための農地取得の申請です。

譲受人は、申請地に隣接して社会福祉施設である老人ホームの建築

を計画しており、入居者の生きがいづくり、健康づくりのため農地を 取得するものです。

農地法では社会福祉法人が事業の用に供する場合は不許可の例外 として農地取得が認められています。申請地の状況はスクリーンをご 覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町西山田においてブドウの栽培をしております。許可後も引き続き、ブドウを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は大平町伯仲において米を作付けしています。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、居住地に付属する農地を取得する申請です。

譲受人は、平成30年に空き家を購入し居住していますが、隣接する農地を取得し自家消費野菜を栽培する予定です。今回の申請地は、空き家の元の所有者が所有する農地であります。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町三谷を中心に米などを作付しております。譲渡人との話し合いにより贈与にて取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町小野寺において野菜等を作付しております。申請地は太陽光発電設備に囲まれ、譲受人以外の利用が困難な位置にあります。許可後は柿、ゆず等の果樹を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (長委員)

今回の北部調査委員長の5番長です。

今回は私と4番正田委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、 21日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告い たします。

今回北部は、所有権移転の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長(平本委員)

今回の南部調査委員長の8番平本です。

今回は私と15番川嶋委員、16番川田委員の3名と事務局2名で20日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が5件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書4ページをご覧ください。

今月は16件の申請がありました。申請者、土地の表示等について は記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。 事業計画者は、市内の実家に家族5名で居住しておりますが、子どもの成長により手狭となったため、住宅の建築を計画しました。市内を第一条件とし、付近にスーパーマーケットや学校施設があるため、申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

2番及び3番については、社会福祉施設への転用です。地図は2ページです。事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。 事業計画者は、養護老人ホームの経営等を主な業とする社会福祉法人です。現在、梓町において養護老人ホームを経営しておりますが、建物の老朽化が著しいことから、利用者の生活環境が悪化し、施設管理においても支障をきたしている状態であるため、施設の建て替えを計画しました。また、施設の建て替えを機に、より幅広い世代に対して福祉サービスの充実を図るため、養護老人ホームに加え、特別養護老人ホームを併設した施設を整備することとなりました。申請地は、吹上地域包括支援センターに隣接するため、地域包括ケアシステムの拠点として市と連携していくことが可能であると考え、事業地として選定しました。それぞれの申請で権利の種類が異なり、3番については職員駐車場として利用する計画であるため、申請が分かれております。

農地の区分はいずれも、吹上公民館から300m以内の第3種農地であるため、原則許可です。なお、申請地は令和4年3月に農振除外がされております。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は浸透槽を設置し、敷

地内浸透します。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)

4番については、コンビニエンスストア敷地拡張の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、コンビニエンスストアの経営を主な業とする法人です。現在、吹上町において店舗を経営しておりますが、県道及び市道の拡幅工事により敷地が縮小し、駐車場が不足していることから、駐車スペースを広げるため申請に至りました。

農地の区分は、吹上公民館から300m以内の第3種農地であるため、原則許可です。

新たな取水、排水はなく、雨水は浸透槽を増設し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市外の借家に家族3名で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申請地は小学校や駅が近く、通りも穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外の借家に家族3名で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭であることから、住宅の建築を計画しました。将来の親の介護等を考え、実家付近において検討したところ、母が所有する農地があったため建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は井戸、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、砂利採取のための一時転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、砂利採取業を営む法人です。申請地周辺には良質な砂利が豊富にあり、事業に適した土地であることから、事業計画者が所有する宅地等を含め一体的に砂利採取事業を行います。

農地の区分は、農用地区域内の農地及び農地の広がりが10ha未満の第2種農地でありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市外に居住しておりますが、間もなく子どもが生まれることから住宅の建築を計画しました。将来の父の介護等を考え、 実家付近において検討したところ、父が所有する農地があったため建築地として選定しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。 取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。申請地は日当たりが良く、発電効率及び収支的にも事業継続が可能であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。すでに栃木県内において自社が保有する発電所があり、今後、栃木市内においても複数の太陽光発電事業を計画中です。

農地の区分は、真名子出張所から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。国内エネルギー自 給率の向上や地球温暖化対策の一つとして社会貢献するため、関東圏 内を中心に事業展開しております。今回、賃貸借により新たに太陽光 発電事業を行うため、申請に至りました。

農地の区分は、真名子出張所から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

11番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。 事業計画者は、市内の実家に家族5名で居住しておりますが、子どもの成長により手狭となったため、住宅の建築を計画しました。市内を第一条件とし、付近に運動公園、学校施設があるため、申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。 事業計画者は、市内の借家に家族4名で居住しておりますが、子ど もの成長に伴い手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申 請地は住宅集落内であり、通りも穏やかであることから、建築地とし て選定しました。

農地の区分は、藤岡中学校、ふじおか幼稚園から500m以内の第3種農地であるため、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

13番については、資材置場敷地拡張への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、廃棄物の再生処理、運搬、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを用いた発電事業を行う法人です。現在、申請地の西側隣接地、面積15,882㎡において、バイオマス発電用の燃料となる木材と廃プラスチックをチップ状にしたものの置場として使用しておりますが、安定供給量を確保するためには、面積にして後4,000㎡程度確保する必要があり、今回転用地では若干不足しておりますが、既存置場隣接地でもあり、新たに別場所を確保するよりも集

約することで作業の効率化は図れることから本地にて申請に至りま した。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地でありますが、既存敷地拡張のため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番及び15番については、児童福祉施設への転用です。地図は 12ページです。事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたし ます。

事業計画者は、障がい児通所支援を運営するため設立した法人です。藤岡地区には放課後等デイサービスは存在せず、近隣の児童は、大平、岩舟地区へ通所していることから、地域社会に貢献したいと考え申請に至りました。申請地は、交通量の少ない集落内にある閑静な場所であることから、事業地として選定しました。

それぞれ権利の種類が異なり、14番については事業地への道路が 狭く、都市計画法の許可基準を満たし、セットバックによる道路幅員 確保のため、贈与の申請です。

農地の区分はいずれも、農地の広がりが1 Oha 以上の第1 種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は14番はなく、15番は、取水は上水道、排水は下水道、雨水は共に自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

16番については、一般住宅への転用です。地図は13ページです。 事業計画者は、市外の借家に妻と2名で居住しておりますが、将来 の生活を見据え、先ずは夫婦の暮らす家を持ちたいと考えました。持 ち家を構えるにあたり、実家に隣接する今回の申請地を選定しまし た。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上16件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画 の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、 3番及び7番の案件については面積が30アールを超えるため、県の 常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたしま す。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (長委員)

今回北部は、一般住宅が4件、太陽光発電設備が2件、駐車場が1件、社会福祉施設が1件、コンビニエンスストア敷地拡張が1件、砂利採取及び表土置場が1件、合計10件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長(平本委員)

今回南部は、一般住宅の申請が3件、児童福祉施設が2件、資材置場が1件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、5番長委員お願いします。

長委員

5番長です。

事務局の説明のとおり、特に問題ないと思われます。調査委員長として現地も確認してきました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

番号2番、3番、4番について、7番柴委員お願いします。

柴委員

7番柴です。

2番、3番、4番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。2番、3番については、社会福祉施設の建て替えと、職員の駐車場利用ということで特に問題ないと思われます。4番について

は、県道と市道の交差点の道路拡張により、コンビニエンスストアの 駐車場が狭くなったため敷地を拡張する申請で、特に問題ないと思い ますのでよろしくお願いします。

議 長 番号5番、6番について、1番若色より報告いたします。

事務局および調査委員長の説明のとおりです。分家住宅ということで、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 番号7番、8番について、19番大塚委員お願いします。

大塚委員 19番大塚です。

7番については、砂利の採取の一時転用です。8番については、分家住宅で家を建てるということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長 番号9番、10番について、10番狐塚委員お願いします。

狐塚委員 10番狐塚です。

9番、10番の案件については、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 番号11番について、21番生澤委員の代理で、8番平本委員お願いします。

平本委員 8番平本です。

事務局および調査委員長として報告したとおりです。よろしくお願いします。

議長 番号 12番、13番、14番、15番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代 | 2番高際です。

12番は住宅、13番は資材置場、14番、15番は児童福祉施設への転用です。現地を確認させていただきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題はありませんでした。ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号16番について、20番佐山委員お願いします。

佐山委員 20番佐山です。

16番については、娘さんが実家に隣接するところに住宅を建てる ということで、特に問題はありません。事務局および調査委員長の説 明のとおりです。よろしくお願いします。

議長りありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長| 発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

なお、3番、7番の案件については、30 アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議 長 次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務 局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の10ページをご覧ください。

今回は、6件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は5ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和45年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

3番については、地図は11ページです。

申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は15ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、地図は16ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和45年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、地図は13ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

以上6件の申請について、非農地証明をすることはやむを得ないものと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (長委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由として おります。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長

(平本委員)

今回南部は、4件の申請がありました。

3件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、1件は山林化していることを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でない と認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いし ます。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番、2番について、1番若色より報告いたします。

1番については、分家住宅を作ることに伴う是正案件です。2番については、空き家をリフォームするため、調べた結果農地だったという是正案件です。よろしくお願いします。

議長

番号3番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代

2番高際です。

3番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。以 前から山林化してるのを確認しております。よろしくお願いします。

議長

番号4番について、3番五十畑職務代理者お願いします。

五十畑職代

3番五十畑です。

4番の案件につきましては、事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。

議長

番号5番、6番について、20番佐山委員お願いします。

佐山委員

20番佐山です。

5番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。6番については、議案2号16番に関連する申請で、事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規、再設 定併せて70件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

平本委員 8番平本です。

10番、15番の借人は高齢ですが心配ないですか。

正田委員 4番正田です。

10番の方は、後継者の子も一緒に耕作しているので心配ないと思います。

長委員 5番長です。

15番の方は、本人が元気に耕作しているので心配ないと思います。

荒川委員 17番荒川です。

賃借料や売買額の基準はないですか。

狐塚委員 10番狐塚です。

地域差があり、一律にすることは難しいです。

小松原副主幹 賃借料は、地域ごとに前年平均賃借料をお知らせしていますが、売

買額の平均は示せません。

佐山委員 20番佐山です。

賃借料については地域計画を進めるにあたり、避けては通れない話題であるということは頭に入れておきたいです。

議 長 他にございませんか。

(発言なし)

議長発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。県農業振興公社の関する1件2筆、約21aであります。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

議 長 次に日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第8号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年10月栃木 市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時30分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長(若色)

署名委員 (正 田)

署名委員 (長)